

## 呉市建築物土砂災害等対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内における既存不適格の住宅・建築物の土砂災害対策改修を実施する所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅・建築物に対し、想定される土石等の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける等の改修をいう。
- (2) 事業実施者 土砂災害対策改修を実施する建物所有者をいう。

### (補助金交付対象事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、事業実施者が行う土砂災害対策改修とする。

2 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修の対象とする住宅・建築物（以下「補助金交付対象建築物」という。）が、特別警戒区域内に存するものであること。
- (2) 補助金交付対象建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定について既存不適格であること。
- (3) 土砂災害対策改修の結果、補助金交付対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となること。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、事業実施者の土砂災害対策改修に要する工事費に100分の23を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の土砂災害対策改修に要する工事費は、3,360,000円を限度と

する。

(事業実施者の募集)

第5条 市長は、この要綱による補助事業（以下「補助事業」という。）の事業実施者を公募するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 事業実施者は、補助金の交付を受けて土砂災害対策改修を実施しようとする場合には、補助金交付申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の關係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 交付申請額の算出方法及び事業費の配分

(3) 補助金交付対象建築物の概要、事業内訳及び交付申請額の算定内訳

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書並びに前項第1号、第2号及び第3号に掲げる關係書類の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(交付決定・変更決定通知等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された補助金交付申請書等の内容が交付金要綱、交付規則及びこの要綱の規定に適合するものであると認める場合は、別記様式第2号の交付決定通知書を事業実施者に交付するものとする。

2 次条第1項第1号に規定する申請書の提出を受け、当該申請の内容が適合するものであると認めた場合には、別記様式第3号の交付変更承認通知書を事業実施者に交付するものとする。

3 事業実施者は、第1項の規定による交付決定通知を受けた後でなければ、土砂災害対策改修を行ってはならない。

4 事業内容等の変更に伴い次条第1項第1号に規定する申請書を提出した場合は、第2項の規定による交付変更承認通知を受けた後でなければ、当該工事に係る変更部分の土砂災害対策改修を行ってはならない。

(補助金の交付条件)

第8条 交付規則第6条第1項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更が生じる場合は、別記様式第4号の変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに別記様式第5号の中止等承認申請書を市長に提出し、承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は予定期間内における補助事業の遂行が困難になった場合は、別記様式第6号の報告書により速やかに市長に

報告して、その指示を受けること。

- 2 市長は、前項に規定する条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を、当該決定に付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 交付規則第8条第1項の規定により補助金交付申請の取下げをすることができる期間は、第7条第1項の交付決定通知書を受領した日から10日以内とする。

(実績報告)

第10条 交付規則第14条の規定により提出しなければならない補助事業等実績報告書及び当該添付書類の様式は、別記様式第7号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。第14条において同じ。）から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の3月10日のいずれか早い日とする。

- 2 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続を経て翌会計年度に繰り越した場合の補助事業年度終了実績報告書及び当該添付書類の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出期限は、翌会計年度の4月10日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 交付規則第16条第1項の規定により補助金の額を確定した場合における当該確定通知書の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 交付規則第19条の規定により補助金の返還を命じる場合における当該補助金返還命令書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は、交付規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、当該交付を受けるために提出しなければならない請求書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 交付規則第20条の規定により帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月2日から実施する。